

第1回 オリエンテーション； 保険の種類、基本用語・当事者



- 1 オリエンテーション
- 2 保険の種類
- 3 基本用語・当事者

損保ジャパン総合研究所 小林篤

2013年4月18日

1 オリエンテーション

(1) 保険論のねらいと組み立て

ねらい

- ・保険の機能・役割を理解
 保険を単なる取引でなくシステムあるいは事業として捉える
- ・保険の原理・メカニズム、保険事業の構成、保険の機能について説明
 →保険に関する事象を自分で考察できることを目的

組み立て

歴史的展開

長い歴史のなかに原型・原理を見いだせる

国際比較

日本の特徴の理解、保険システムの多様性

近年の変化・進化

大災害・金融技術の進展・金融危機など

1 オリエンテーション

(2) 14回の予定

1. オリエンテーション; 保険の種類、基本用語・当事者
2. 民間保険の種類と保険市場の当事者・保険類似事業
3. 保険システムの利用—被害者救済の保険・社会政策のための保険システム
4. 保険システムの発展—冒険貸借からロイズまでリスクを引き受ける仕組み
5. 保険システムの発展—近代的保険事業の誕生と現代の変貌
6. 保険システムの発展—日本における保険事業の導入と発展
7. 保険の仕組み—大数の法則・保険料の算出・危険選択
8. 保険の仕組み—リスクマネジメントと再保険
9. 保険の仕組み—保険募集の意義、保険事業の機能・収益構造
10. 世界の保険市場・保険事業多様な市場構造と事業モデル
11. 保険事業に対する規制の必要性・方法・効果
12. 生命保険の新商品開発
13. 生命保険のマーケティング
14. 保険と金融の関係
中世から現代までの変遷

1 オリエンテーション

(3) 授業方法、試験評価

・授業方法は講義が中心

生命保険について実務家をゲストスピーカーとして招く

・回答用紙兼質問用紙

回答用紙兼質問用紙を配布し、簡単なクイズに対する回答質問を記入して提出。次回にクイズの回答・質問に関して解説

・配付資料は、損保ジャパン総研HPに収録予定

試験：二つのレポート(中間・最終)

・①中間：第1回から第6回までの講義で取り上げた項目の中から自分で項目を選択し、その項目について理解したこととその項目に関する自分の考察(単なる感想ではなく)をレポートにして第7回以降の授業時に提出

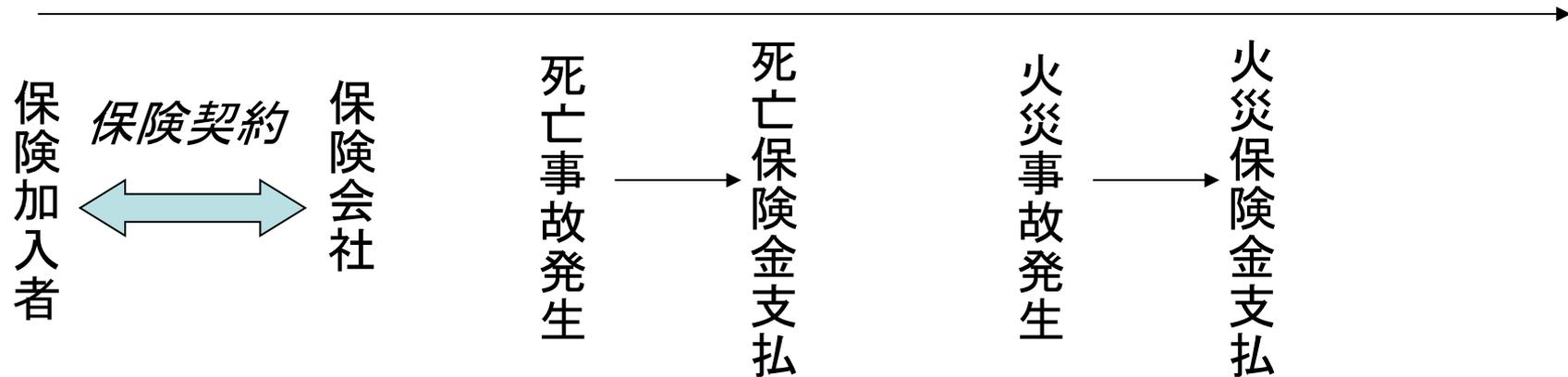
・②最終：第1回から第13回までの講義で取り上げた項目の中から自分で項目を選択し、その項目について理解したこととその項目に関する自分の考察(単なる感想ではなく)をレポートにして最終回に提出。レポートのテーマは、講義で取り上げた範囲に限る。直接関係しないテーマは不可。

評価：第1回から第6回までのレポートを30%、第1回から第13回までのレポートを70%で評価。講義各回で記入され提出されたクイズの回答のうち、優れたものは前述に更に加点。

2 保険の種類

(1) 保障・補償の金銭給付

保険の基本： 偶然な事故にあった場合に保険会社が金銭給付



金銭給付は、保障・補償の提供

保障： ある状態がそこなわれることのないように、保護し守ること(大辞泉)

補償： 損失を補ってつぐなうこと(大辞泉)つぐなって埋め合わせること(日本国語大辞典)

2 保険の種類



くらしの安心を支える保険

(2) 多種多様な保険種類

・保険が対象にする事故は多くある

例えば、損害保険協会が発行するファクトブックには、個人の生活に関係する事故として、くるまの事故、すまいの事故、からだに関する事故、レジャーの事故などを挙げている。

偶然な事故に応じて、保険が存在する。偶然な事故毎の保険種類が存在しうる。

<p>くるま</p> 	<p>自動車事故等での損害に備える保険です。 法律で加入が義務付けられている「自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)」と任意の自動車保険の大きく2種類に分類されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車損害賠償責任保険(自賠責保険) ●自動車保険 <ul style="list-style-type: none"> ■対人賠償保険 ■対物賠償保険 ■人身傷害補償保険 ■搭乗者傷害保険 ■車両保険 <p>など</p>
<p>すまい</p> 	<p>建物や家財の損害に備える保険です。 総合型の保険では、盗難や水災などによる損害も補償されます。 また、「地震保険」は、火災保険とセットでの加入となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●火災保険 ●地震保険 ●積立型(貯蓄型)の保険 <p>など</p>
<p>からだ 老後の生活</p> 	<p>ケガや病気、老後の生活に備える保険です。 また、貯蓄性を兼ね備えた積立型の保険もあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●傷害保険 ●所得補償保険 ●介護(費用)保険 ●年金払積立傷害保険 ●積立型(貯蓄型)の保険 ●医療保険 ●がん保険 <p>など</p>
<p>くらし レジャー</p> 	<p>スポーツやレジャー中のケガや用品の損害、他人への賠償責任などに備える保険です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●海外旅行保険 ●国内旅行傷害保険 ●ゴルファー保険 ●スキー・スケート総合保険 ●個人賠償責任保険 <p>など</p>

(出典：日本損害保険協会発行ファクトブック2010)

2 保険の種類



事業活動の安心を支える保険

自動車



- 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）
- 自動車保険

など

建物財物



- 火災保険
- 風水害保険
- 動産総合保険
- コンピュータ総合保険
- 盗難保険
- 機械保険
- ガラス保険

など

売上利益



- 企業費用・利益総合保険
- 店舗休業保険
- 興行中止保険
- 生産物回収費用保険

など

輸送



- 運送保険
- 貨物海上保険
- 船舶保険
- 航空保険
- 船客傷害賠償責任保険

など

損害賠償



- 施設賠償責任保険
- PL保険（生産物賠償責任保険）
- 自動車管理者賠償責任保険
- D&O保険（会社役員賠償責任保険）
- 個人情報漏えい保険

など

その他



- 労働災害総合保険
- 建設工事保険
- 組立保険
- 土木工事保険
- 公共工事履行ボンド
- 信用保険
- 原子力保険
- (天候デリバティブ)

など

(出典：日本損害保険協会発行ファクトブック2010)

(2) 多種多様な保険種類

・企業の運営、事業体の業務遂行に関する事故も保険の対象

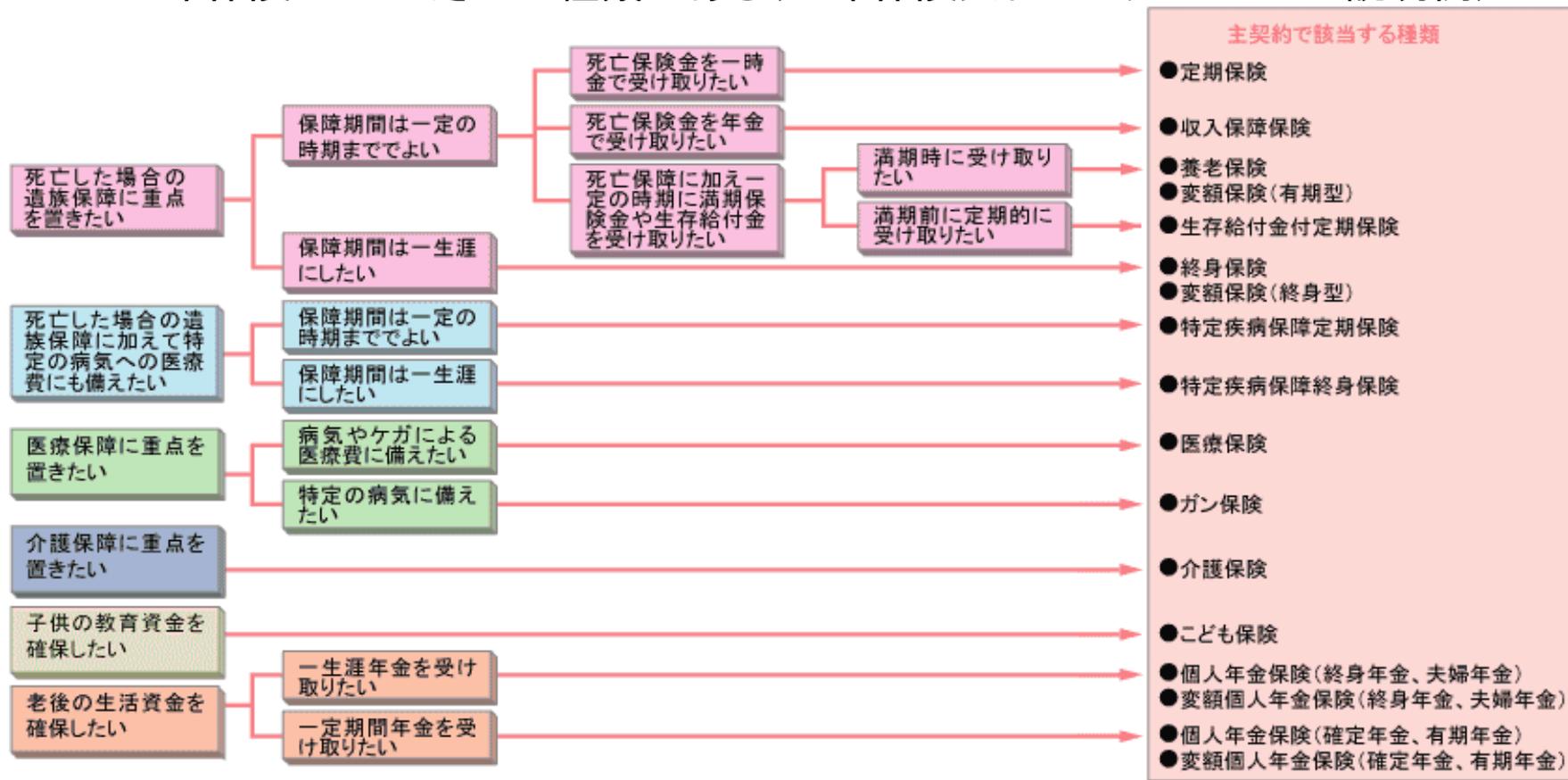
例えば、損害保険協会が発行するファクトブックには、事業活動に関係する事故として、くるまの事故、建物財物の事故、売上利益に関する事故、輸送の事故、損害賠償の事故などを挙げている。

2 保険の種類

(2) 多種多様な保険種類

生命保険は、主として死亡事故が対象

生命保険にはたくさんの種類がある(生命保険文化センターのHPの説明例)



2 保険の種類

(3) 保険法と生命保険・損害保険

保険契約を規整する保険法では、生命保険・損害保険を明確に定義している

	対象となる偶然な事故	給付方法
生命保険	人の死亡、ある時点での生存	定額給付 (損害の額に関係なく支払)
損害保険	損害を起こさせる偶然な事故	損害填補 (損害の額に応じて支払)

生命保険における生存保険金

保険期間の満期時に生存→**満期保険金**

ある一定時点で生存していることを条件に毎年支払い→**年金**

2 保険の種類

(4) 第三分野の保険

傷害保険・医療保険・介護保険：

ケガ、病気になったときに要介護になったときに定額給付する保険

問
い

定額給付する保険で、「人の死亡・ある時点での生存」(生命保険の事故)以外の事故を対象にする場合、生命保険(第一分野)か損害保険(第二分野)か？

答
え

生命保険でも損害保険でもない。生命保険(第一分野)でも損害保険(第二分野)でもない、第三分野の保険

2 保険の種類

(4) 第三分野の保険

- ・生命保険会社も損害保険会社も第三分野の保険を取り扱っている

保険会社	扱っている保険
生命保険会社	生命保険 第三分野の保険
損害保険会社	損害保険 第三分野の保険

- ・傷害保険・医療保険・介護保険などが第三分野の保険

実務的には傷害保険・医療保険・介護保険の全てが第三分野の保険
理論的には、これらの保険のうち定額給付の保険が、傷害疾病定額保険約(人の傷害疾病に関し定額給付を行う保険)。損害填補を行う保険は損害保険

2 保険の種類

(5) 個人保険と法人・企業保険(または団体保険)

保険加入する者、保険の対象となる者によって保険の種類は異なる

個人保険

個人が保険会社と個々に契約して保険に加入

法人・企業保険

企業などの法人が契約者となり保険に加入

団体保険

企業などの法人が契約者となりその従業員が保険に加入する

例 企業福利厚生保険

団体が契約者となり、団体の構成員が保険に加入する

例 同窓会が契約者となり、会員が保険に加入

2 保険の種類

(6) 民間保険と社会保険

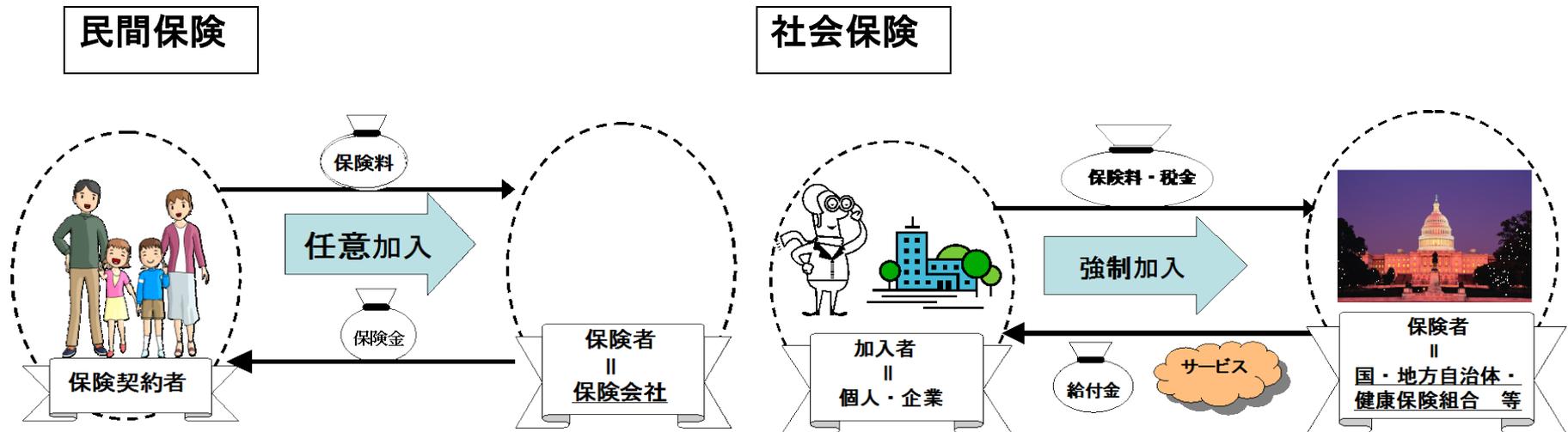
市場で取引される民間保険以外に社会保険もある

民間保険 事例 生命保険・海上保険・火災保険

当事者が任意に加入する場合がほとんど

社会保険 事例 健康保険・労災保険・厚生年金保険・雇用保険

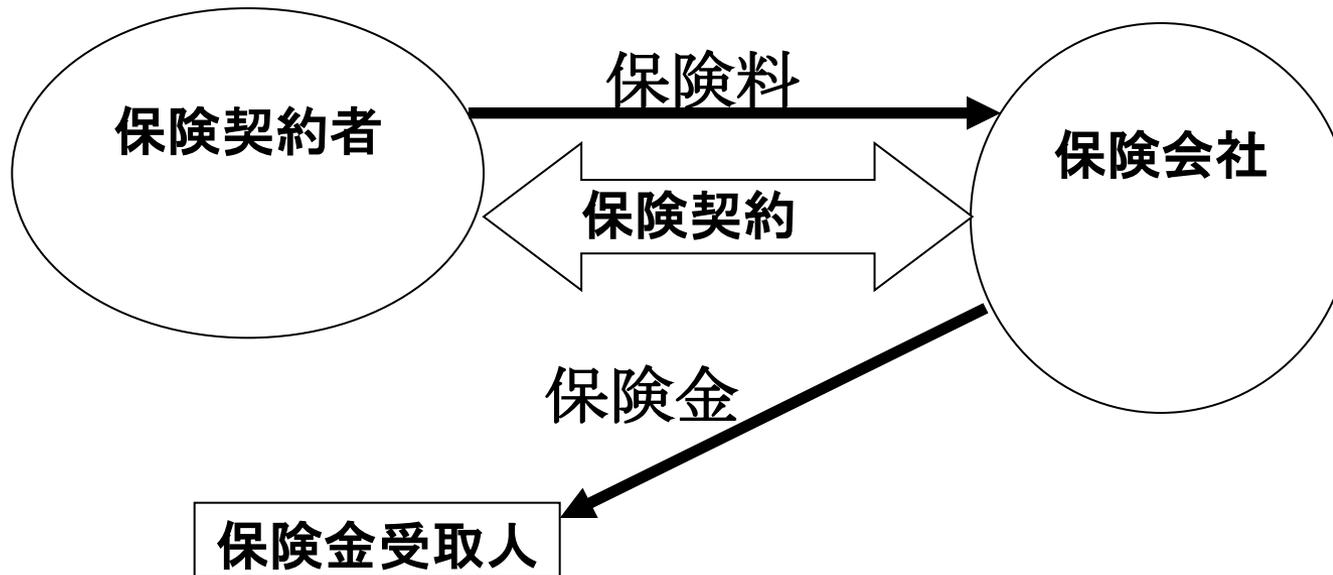
加入は強制または当然適用(反対は、任意適用)



3 基本用語・当事者

(1) 保険料と保険金

保険加入（保険契約）に伴う金銭のやりとり



3 基本用語・当事者

(2) 保険の当事者

生命保険：人の生死に関して保障

損害保険：損害を補償

